

第11回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月24日 午前9時00分
- 2 開催場所 五ヶ瀬町役場 102会議室
- 3 出席委員 15名

会長	1番	甲斐梅男	会長代理	2番	藤田忠義
農業委員	3番	藤木洋子	農業委員	4番	松本さとみ
農業委員	5番	黒木優子	農業委員	6番	渡邊 恵
農業委員	7番	飯干浩一	農業委員	8番	米倉浩幸
農業委員	9番	坂本建吾	農業委員	10番	太田保義
推進委員	1番	飯干豊昭	推進委員	2番	田中春男
推進委員	3番	小笠秀哉	推進委員	6番	小貫峰重
推進委員	8番	木村俊一			
- 4 欠席委員 3名

推進委員	4番	興梶千恵美	推進委員	5番	畦池港
推進委員	7番	渡邊巳鶴			
- 5 議事内容
 - 議案第28号 農地法第3条の許可について
 - 議案第29号 農地法第4条の許可について
 - 議案第30号 農地法第5条の許可について
 - 議案第31号 非農地判断の承認について

事務局長	ただ今から第11回農業委員会を開催します。
議長	(あいさつ後) 本日の議事録署名人に4番と5番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。議案第28号農地法第3条の許可について事務局より説明をお願いします。
事務局	1番と2番の案件については関連しておりますので、併せて審議をお願いしたいと思います。 (議案第28号農地法第3条の許可の1番2番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
松本委員	1番と2番については渡人が同じ人になっておりまして、議案書の労力が2人となっておりますが、夫は病気のため、妻である申請人1人が農作業をしておりましたが、1人では耕作が厳しいので人に渡したいということで探した結果、今回の受人2人に売ることになったようです。1番については受人の自宅の横に位置しております。2番については1箇所は受人の土地に隣接しているところで、もう1箇所については離れておりますが、ついでにお願いできないだろうかということになったようです。 特に問題ないかと思っておりますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。
事務局	(議案第28号農地法第3条の許可の3番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
松本委員	議案書では渡人が〇〇さんとなっておりますが、これは息子の名前で、農作業は父のほうがしておりますが、高齢化のため、農作業が厳しくなってきたい

	<p>るようで、今回の申請地が受人の土地に隣接しているため、売買の話に至ったようです。</p> <p>特に問題ないと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。</p>
全員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>では承認とします。続きまして、4番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案第28号農地法第3条の許可の4番について説明)</p>
議長	<p>では、担当委員の説明をお願いします。</p>
坂本委員	<p>渡人は高齢であり、土地を処分したいという意向があり、今回の申請地については自宅から離れたところに位置しております。受人が以前、申請地を借りて耕作していたという経緯もあり、受人に依頼があり売買となったようです。</p> <p>特に問題ないと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。</p>
全員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>では承認とします。続きまして、5番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案第28号農地法第3条の許可の5番について説明)</p>
議長	<p>では、担当委員の説明をお願いします。</p>
飯干(浩)委員	<p>現地について、2筆ありますが、どちらも受人の自宅のすぐ近くにあります。片方は多少傾斜があり荒れかけております。受人の農地が隣接しております。</p> <p>特に問題ないと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。</p>
全員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>では承認とします。続きまして、議案第29号農地法第4条の許可について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案第29号農地法第4条の許可について説明)</p>
議長	<p>では、担当委員の説明をお願いします。</p>
太田委員	<p>議案書の位置図を見ていただきたいのですが、今回の案件は高速道路が通ることによる家の立ち退きの案件です。申請地のすぐ下に家があるのですが、ここに高速道路が通るため、家を建て直す必要があり、今回の申請地に家を建てることになったものであります。</p> <p>特に問題ないと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。</p>
全員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>では承認とします。続きまして、議案第30号農地法第5条の許可について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案第30号農地法第5条の許可について説明)</p>
議長	<p>では、担当委員の説明をお願いします。</p>
藤木委員	<p>申請地については、位置図も見てもらおうとわかるのですが、奥まったところにある集落で私自身も久しぶりに行きました。家の方にお話を伺ったところ、渡人と受人は親子関係にあり、受人は現在は長崎県で仕事をしておりますが、五ヶ瀬にかえってくるということで住むための家を建築するということです。写真を見てもらおうとわかるのですが、すでに基礎は出来上がっている状況</p>

	にあります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、議案第31号非農地判断の承認について事務局から説明をお願いします。
事務局	案件は2つありますが、関連しておりますので一括して審議をお願いします。 (議案第31号非農地判断の承認の1番と2番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
太田委員	1番の案件の所有者の父親が2番の案件の所有者になります。父はすでに亡くなっておりまして、生きていたころは広く農業をされておりました。父が亡くなってからは、近所の方が耕作しておりましたが、いのししの被害等により耕作しなくなり、荒廃したという経緯であります。写真を見てもらうと分かりますがかなり荒れており、山のほうに位置しているところは凶面ではわからないほど傾斜があり、かなり使いづらい農地となっております。 非農地ということで問題ないかと思えます。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。本日の議事は以上です。その他として何かありますでしょうか。なければ終了いたします。
事務局長	以上を持ちまして、第11回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。

議事録署名人_____

議事録署名人_____